

## 1 高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について

新型コロナウイルス感染症について、冬の到来を前にして、強い危機感をもって対処していく必要があります。施設内感染防止対策について、改めて参照いただき感染拡大防止対策の再徹底をしていただきますようお願いいたします。

### ○ 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)

(令和2年4月7日付け事務連絡。令和2年10月1日付け一部改正。)

:入所者及び職員の日々の健康管理、平時から感染時までのケア等の具体的な留意点の周知。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

### ○ 動画「介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」

(令和2年5月7日から随時)

:新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた基本的な所作を習得できる感染対策のポイントについての動画の公表。

<https://www.youtube.com/watch?v=gSgft2xPMVc>

### ○ 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

(令和2年6月30日付け事務連絡)

:感染者等が発生した場合に備えた応援体制構築等を都道府県に依頼。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000645119.pdf>

### ○ 高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検実施要領

(令和2年7月31日付け事務連絡(別添))

:基本的な感染対策、感染者や濃厚接触者が発生したことを想定したシミュレーションの実施等の自主点検の実施促進。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000657094.pdf>

### ○ 高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について

(令和2年8月7日付け事務連絡)

行政検査の対象、施設における検体採取場所の事前検討等について周知。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000658015.pdf>

○ 高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検について(その2)

(令和2年9月30日付け事務連絡)

:自主点検の結果とりまとめとともに、机上訓練シナリオによるシミュレーションの実施促進。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>

○ 介護現場における感染対策の手引き(第1版)等について

(令和2年10月1日付け通知)

:介護現場で着実な感染対策を実践できるよう、基礎的な情報から、感染症発生時におけるサービス提供時の注意点等を掲載。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678650.pdf>

○ 高齢者施設等への重点的な検査の徹底について(要請)

(令和2年11月19日付け事務連絡)

:高齢者施設等での検査の徹底、自費検査を実施した場合の補助に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用、高齢者施設等団体での相談窓口の設置等について周知。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000696766.pdf>

## 2 新型コロナウイルス感染症への対応について

次のいずれかに該当する場合は、介護保険課にご連絡ください。

・職員や利用者等で感染が確認された場合(又は感染が疑われる者が発生した場合)

第一報として感染の状況等を電話で連絡してください。その後、電子メールで別紙1介護保険事業者事故等報告書【事故発生時】を提出してください。

電 話 220-2264 事業者管理係

電子メール 件名に【コロナ】と記載して、介護保険課代表アドレスまで送信してください。

([kaigo@city.kanazawa.lg.jp](mailto:kaigo@city.kanazawa.lg.jp))

・事業所を休業する場合

件名に【休業】と表示の上、次のいずれかを電子メールに添付してご連絡ください。

・臨時休業に関する回答様式(通所系サービス)

・臨時休業に関する回答様式(訪問系サービス)

○事業所の皆様へ 新型コロナウイルス感染症への対応について  
金沢の介護保険 > 更新情報

### 3 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめページについて

これまでに厚生労働省より示されてきた「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」について、まとめたページが厚生労働省ホームページ上に掲載されています。

○「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

### 4 令和2年度後期における介護サービス事業所等感染症防止対策費補助事業について

新型コロナウイルス感染症の予防と拡大防止のため、介護サービス事業所等に対して衛生用品の購入費用を補助します。

#### (1) 補助対象となる事業所等

本市内の補助対象となる事業所等の一覧にある事業所等を対象とします。

事業所によって補助金の額が異なります。なお、補助金の交付申請等は、運営法人単位です。

#### (2) 補助対象経費

令和2年9月1日から令和3年3月31日までの間に契約し、納品された新型コロナウイルス感染症の予防等を目的とした衛生用品の購入費用を対象とします。

#### (3) 提出資料

- ① 交付申請書
- ② 実績報告書
- ③ 補助金請求書
- ④ 納品書の写しなど購入した衛生用品の内容がわかる書類
- ⑤ 領収書(写)、レシート(写)など支払金額が確認できる書類

※詳細は下記をご覧ください

[https://www4.city.kanazawa.lg.jp/23025/info/sisetuseibi\\_2\\_2\\_2.html](https://www4.city.kanazawa.lg.jp/23025/info/sisetuseibi_2_2_2.html)

介護保険事業者事故等報告書【事故発生時】

令和 年 月 日

法人名							事業所名						
事業所番号													
所在地							電話番号						
サービス種類							担当者名						
事故等対象者	氏名						生年月日	年	月	日			
	住所							性別	男・女				
	被保険者番号						保険者名						
	要介護度等	要支援 1 2		⋮	要介護 1 2 3 4 5								
事故の概要	日時	令和 年 月 日( ) 時 分					場所						
	種別	負傷・死亡・感染症・法令違反等・その他( )											
	事故等の内容	(事故の原因、事故発生時の状況、事故の程度を簡潔に記載)											
事故時の対応	対処方法	(事業所での処置、病院等への搬送、家族への連絡等を記載)											
	治療機関	(医療機関名、所在地を記載)											
	治療の概要												

※記載できない場合は、任意に別様に記載し添付すること。

## 臨時休業に関する回答票（訪問系サービス）

事業所名	
事業所番号	
担当者氏名	
電話番号	

サービスを選択してください

--

臨時休業の開始日及び終了（予定）日

令和2年	月	日	から	令和2年	月	日	まで
------	---	---	----	------	---	---	----

臨時休業を決定した理由を選択してください（複数回答可）

<input type="checkbox"/>	感染防止のため（事業者の判断）…○の場合、詳細を次の中からお選びください	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	職員若しくは利用者が感染又は地域で感染者が発生したため
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マスク・消毒液等の衛生用品が不足しているため
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他 理由：
<input type="checkbox"/>	学校等の休業に伴うなど人手不足となったため（事業者の判断）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他 理由：

臨時休業する場合の代替措置を選択してください

<input type="checkbox"/>	介護支援専門員と調整の上、他の事業所を利用
<input type="checkbox"/>	他のサービスを利用しなくても生活に支障を生じない

提出先 金沢市福祉局介護保険課  
kaigo@city.kanazawa.lg.jp

## 臨時休業に関する回答票（通所系サービス）

事業所名	
事業所番号	
担当者氏名	
電話番号	

サービスを選択してください

--

※（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護については「通いサービス・宿泊サービス・訪問サービス」の全てについて休業した場合のみ回答してください。

臨時休業の開始日及び終了（予定）日

令和2年	月	日	から	令和2年	月	日	まで
------	---	---	----	------	---	---	----

臨時休業を決定した理由を選択してください（複数回答可）

<input type="checkbox"/>	感染防止のため（自治体等からの要請による）
<input type="checkbox"/>	感染防止のため（事業者の判断）…○の場合、詳細を次の中からお選びください
<input type="checkbox"/>	職員若しくは利用者が感染又は地域で感染者が発生したため
<input type="checkbox"/>	マスク・消毒液等の衛生用品が不足しているため
<input type="checkbox"/>	その他 理由：
<input type="checkbox"/>	学校等の休業に伴うなど人手不足となったため（事業者の判断）
<input type="checkbox"/>	その他 理由：

臨時休業する場合の代替措置を選択してください

<input type="checkbox"/>	介護支援専門員と調整の上、他の事業所を利用
<input type="checkbox"/>	異なる場所で指定サービスに相当するサービスを提供
<input type="checkbox"/>	居宅を訪問し、個別支援計画の内容を踏まえたできる限りのサービス提供
<input type="checkbox"/>	他のサービスを利用しなくても生活に支障を生じない

提出先 金沢市福祉局介護保険課  
kaigo@city.kanazawa.lg.jp

## 1 事故報告書の提出について

市への報告は義務

「介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取扱要領」に基づき、介護保険事業者事故等報告書（事故発生時（別紙1）、事故後の対応（別紙2））について、提出してください。

### ※取扱要領及び報告書様式

金沢の介護保険＞ 事業者向け各種申請・届出等様式  
＞ その他届出様式集＞介護給付関係

## 2 事故発生時の対応について

### (1) 記録について

家族への説明のため事故発生から対応方法、収束までを時系列で記録として管理してください。

- ・事故発生時刻、発見者、対応方法や判断、いつ、誰が、どのように家族と話をしたのか。
- ・家族からどのような話があったのか、市からの指示、保険会社との協議内容 等

### (2) 本人・家族への対応について

入所(居)者・利用者本人又は家族への事故後の対応が不十分だったことにより、事故そのものより、「施設・事業所の対応についての苦情」に発展する事例が多く見受けられます。

家族への対応については、事故発生時の連絡のみではなく、事故後に必要な説明・報告・確認等についても 継続して行い、慎重かつ丁寧な対応をお願いします。

### (3) 再発防止の対策

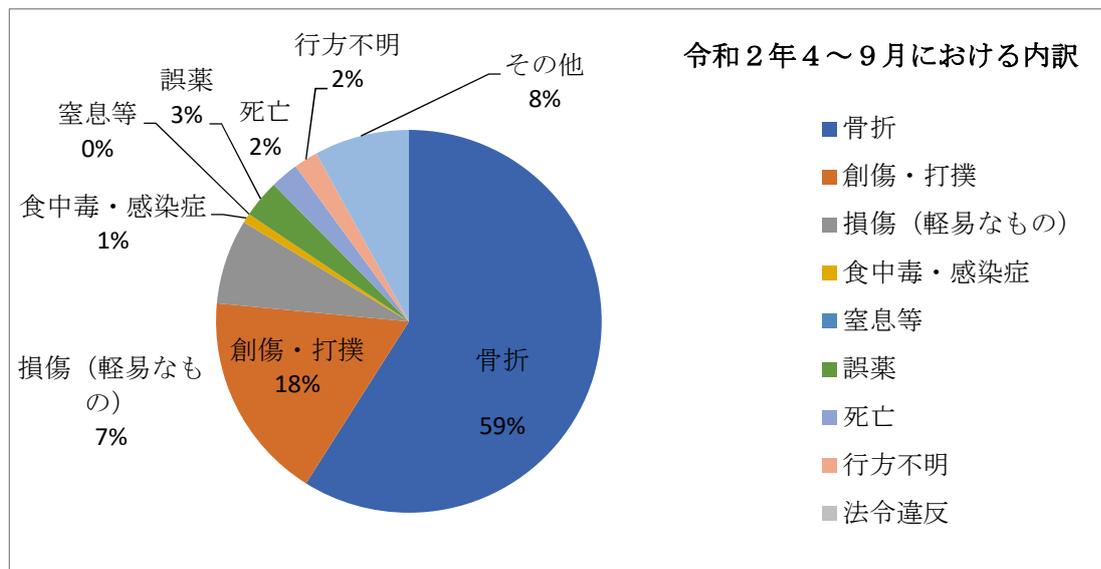
再発防止策は、「原因分析」の結果に基づき、具体的な対策の記載をしてください。

- ・「誰が」「いつ」「何を」「どのように」施設・事業所全体で改善したか。
- ・同じ入所(居)者、利用者だけでなく、他の入所(居)者、利用者にも同様の事故が起り得るといふ観点で再発防止策を検討しているか。

### 3 金沢市における介護事故について

事故内容	H27	H28	H29	H30	R元	R2
骨折	277	292	326	308	356	148
創傷・打撲	68	126	134	117	132	44
損傷（軽易なもの）	20	39	33	32	17	18
食中毒・感染症	11	16	18	15	17	2
窒息等	7	11	5	3	6	0
誤薬	13	17	19	19	20	8
死亡	11	18	12	12	10	6
行方不明	21	18	13	3	8	5
法令違反	0	1	0	0	2	0
不明	1	2	7	1	0	0
その他	43	37	47	36	48	20
合計	472	577	608	546	616	251

※令和2年度は4～9月



・事故件数について、令和元年度より減少した理由は不明ですが、4月から6月までの事故件数が減少していることから、新型コロナウイルス感染症の影響で、行事等がなくなり入所者等の活動が制限されていたことによって移動の機会が減少したののかもしれません。

・報告書から、居室内の転倒により、骨折する件数が多くなっています。事故発生場所として居室内の事故が多く、職員の目が十分届かない、コールが鳴り駆けつけると転倒しているケースが多いと考えられます。再発防止に向けて、介助方法の見直しや研修の充実を図ってください。

## 介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取扱要領

### 1 対象

介護保険指定事業者、介護保険施設及び基準該当サービス事業者（以下、「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

### 2 報告を要する事故等

事業者は、次の①～④の場合、保険者へ報告する。

報告事項区分		報告内容説明
①	サービスの提供による利用者の負傷又は死亡事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷の程度は外部の医療機関で治療（施設内での同程度の治療を含む。）を受けた場合とする。事業者側の過失の有無を問わない。 ※擦過傷や打撲などの軽傷は除く。</li> <li>・ 上記以外、負傷により利用者とトラブルが発生することが予想される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払う（予定の）場合とする。</li> <li>・ 「サービスの提供による」とは、送迎・通院中のほか、自損事故も含むものとする。</li> <li>・ 利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告をするものとする。</li> </ul>
②	食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノロウイルス、MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した以下の場合とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合</li> <li>ロ) 同一の有症者等が10名以上又は全利用者数の半数以上発生した場合</li> <li>ハ) イ)及びロ)に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合</li> </ul> </li> <li>・ 関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うものとする。</li> </ul>
③	職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の処遇に影響があるものとする。 （例 利用者からの預かり金の横領等）</li> </ul>
④	その他、報告が必要と認められる事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例1 利用者等の保有する財産を滅失させた場合。</li> <li>・ 例2 施設等において利用者が行方不明となり、警察や町会等外部の組織に捜索の協力を依頼した場合。 等</li> </ul>

### 3 報告の方法

- (1) 事業者は、事故等が発生した場合、速やかに保険者へ報告（第一報）する。
  - ※ 重大な事故（死亡事故、トラブルに発展しそうな事故、複数の利用者にまたがる事故等）の場合は、電話で最初に報告する。
  - ※ 重大な事故以外の事故の場合及び重大な事故で電話報告を行った後は、書面により報告する。（F A X可）
- (2) 事業者は、必要に応じて、その後の経過について、順次保険者へ報告する。
- (3) 事故処理の区切りがついた時点で、事故後の対応を整理して報告する。
- (4) 報告の様式は、(1) は別紙 1、(3) は別紙 2 とする。
  - ※ (2) に関する様式については任意。

介護保険事業者事故等報告書【事故発生時】

令和 年 月 日

法人名							事業所名							
事業所番号														
所在地							電話番号							
サービス種類							担当者名							
事故等対象者	氏名							生年月日	年	月	日			
	住所							性別	男	女				
	被保険者番号							保険者名						
	要介護度等	要支援 1 2		要介護 1 2 3 4 5										
事故の概要	日時	令和 年 月 日( ) 時 分						場所						
	種別	負傷・死亡・感染症・法令違反等・その他( )												
	事故等の内容	(事故の原因、事故発生時の状況、事故の程度を簡潔に記載)												
事故時の対応	対処方法	(事業所での処置、病院等への搬送、家族への連絡等を記載)												
	治療機関	(医療機関名、所在地を記載)												
	治療の概要													

※記載できない場合は、任意に別様に記載し添付すること。

介護保険事業者事故等報告書【事故後の対応】

令和 年 月 日

法人名							事業所名						
事業所番号													
所在地							電話番号						
サービス種類							担当者名						
事故等対象者	氏名						生年月日	年	月	日			
	住所							性別	男・女				
	被保険者番号					保険者名							
	要介護度等	要支援 1 2		要介護 1 2 3 4 5									
事故の概要	日時	令和 年 月 日( ) 時 分				場所							
	種別	負傷・死亡・感染症・法令違反等・その他( )											
	事故等の内容	(事故の原因、事故発生時の状況、事故の程度を簡潔に記載)											
事故後の対応	利用者の状況												
	家族への報告・説明												
	損害賠償等の状況												
再発防止対策													

※記載できない場合は、任意に別様に記載し添付すること。

## 1 金沢市条例

「金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」ほか、6 条例

- ① 施設（事業所）の周辺地域の環境等を踏まえ、災害の種類に応じて施設防災計画を策定し、職員へ周知すること。（義務）
- ② 平常時における関係自治体、近隣住民、医療機関、他の社会福祉施設等との協力体制を構築すること。（義務）
- ③ 防災訓練等に、地域住民の参加が得られるよう連携すること。（努力義務）
- ④ 災害時要援護者の受入に配慮すること。（配慮義務）
- ⑤ 「金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」ほか、6 条例

\* 施設防災計画作成については、「高齢者施設における防災計画作成指針（石川県健康福祉部）」を参考に、作成願います

## 2 防災計画に盛り込む項目について

（発介保第 273 号「社会福祉施設等における非常災害対策計画（防災計画）の作成・見直し及び避難訓練の実施について」平成 28 年 11 月 17 日付 に掲載）

### ○施設の立地条件

川の近く（浸水想定区域）や山際（土砂災害警戒区域）にあるなど、立地条件を確認

市町が作成するハザードマップを参照するほか、必要に応じて市町の防災担当部署と相談

### ○災害に関する情報の入手方法

「避難準備情報」等の情報について、市町からどういった手段で連絡を受けるかを確認しておく

### ○災害時の連絡先及び通信手段の確認

防災連絡網（職員間の連絡、職員の招集）の作成

緊急連絡先（利用者の家族、自治体、消防、警察等）の作成

### ○災害時の人員体制、指揮系統

総括責任者を定める

職員別の役割分担を明確にする

職員数が少ない時間帯（夜間等）に災害が起きた場合の職員の参集基準を定める

### ○避難を開始する時期、判断基準

町から避難準備情報、避難勧告、避難指示が発表された場合は、速やかに避難

### ○避難場所・避難経路

市町と相談し、あらかじめ避難場所、避難経路を複数選定

### ○避難方法

利用者ごとの避難方法を決定

徒歩での避難が困難な場合、必要な車両数を割り出し、施設車両や職員車両の他、近隣地域住民

の協力車両で必要数を確保できる体制を整える。また、市町に応援を求める体制も整える

○関係機関との連携体制

市町や消防機関、近隣の病院、社会福祉施設等と連携を取り、いざというときに協力が得られる体制を構築しておく

### 3 災害情報について

- ・「金沢ぼうさいドットコム」・・・登録し、気象情報、避難情報などのお知らせをメールで情報収集可能
- ・金沢市＞防災・安全ページ・・・防災マップ（各校下版）、土砂災害・洪水・津波避難地図等

\*ホームページには、その他にも防災関連情報が掲載されています。

### 4 避難情報について

「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時点で、介護保険課から施設（事業所）へ F A X で連絡しますが、各施設でも「金沢ぼうさいドットコム」で情報収集してください。

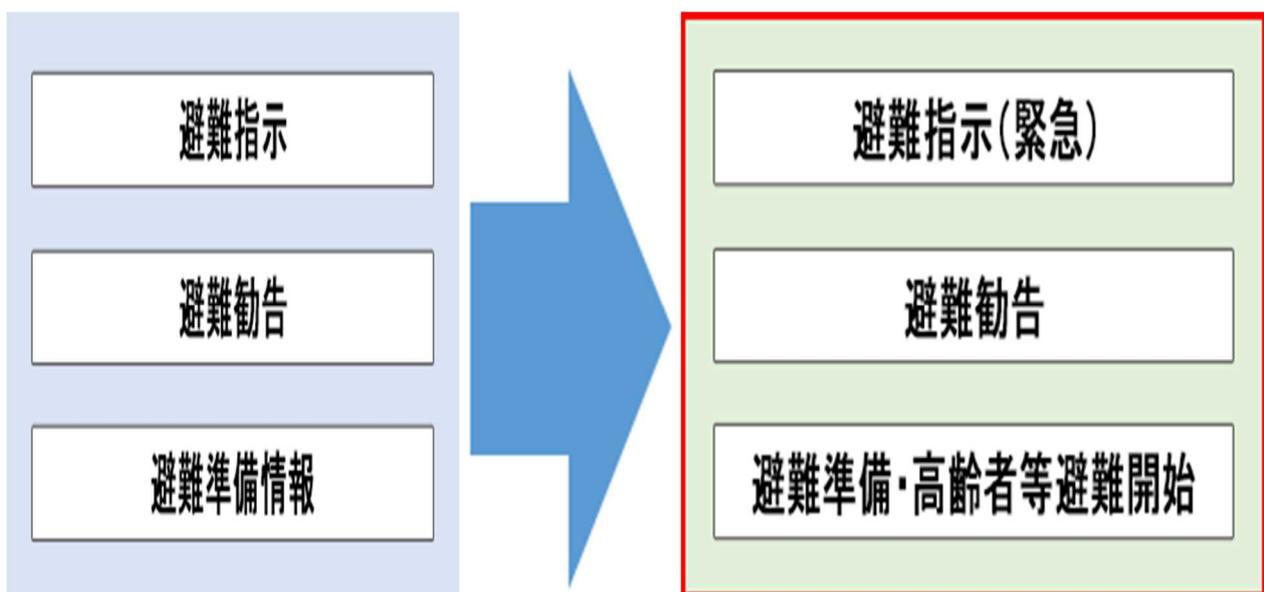
#### ●「避難準備情報」の名称変更について（平成 28 年 12 月 26 日公表） 内閣府政策統括官（防災担当）

平成 28 年台風第 10 号による水害では、死者・行方不明者 27 人が発生する等、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生しました。とりわけ、岩手県岩泉町では、グループホームが被災し、入所者 9 名が全員亡くなる等、高齢者の被災が相次ぎました。

「避難準備情報」の名称については、本水害では、高齢者施設において、適切な避難行動がとられなかったことを重く受けとめ、高齢者等が避難を開始する段階であるということを明確にするため、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更することといたしました。

(変更前)

(変更後)



虐待事案が発生することのないよう、高齢者の尊厳の保持にとって虐待防止が極めて重要であることを認識し、施設等での高齢者虐待防止に徹底して取り組んで頂くよう、お願いいたします。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止においては、虐待に対する個々の職員への意識啓発に加え、組織全体の問題として捉え対応することが重要です。

市では、毎年、全サービス事業者の職員に対する高齢者の虐待防止を目的とした研修を開催しております。積極的に管理者並びに職員の受講を勧めて頂くとともに、施設内等での伝達研修に取り組んで頂くようお願いいたします。

なお、市では、引き続き、このような取り組みについて、市が実施する実地指導などにおいて確認していくこととしています。

### 【 厚生労働省の通知 】

・平成 27 年 2 月 6 日付け老発 0206 第 2 号

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応の強化について」

・平成 27 年 11 月 13 日付け老発 1113 第 1 号

「養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について(通知)」

・平成 28 年 2 月 19 日付け老発 0219 第 1 号

「平成 26 年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査』の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を踏まえた対応の強化について(通知)」

・平成 29 年 3 月 23 日付け老発 0323 第 1 号

「平成 27 年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等 に関する調査』の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について(通知)」

・平成 30 年 3 月 28 日付け老発 0328 第 2 号

「平成 28 年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査』の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について(通知)」

・平成 31 年4月 1 日付け老発 0401 第 9 号

「平成 29 年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査』の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について(通知)」

※1 厚生労働省通知掲載

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/boushi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html)

※2 (参考)厚生労働省作成マニュアル

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(H30. 3月改訂)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478.html>

平成 20 年の介護保険法改正により、平成 21 年 5 月 1 日から、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました（介護保険法第 115 条の 32）

事業所の新規指定や廃止等により、届出先が変更となった場合には、変更前と変更後の双方の行政機関に届出をする必要があります

（※）予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）から総合事業への移行期間が平成 29 年度末に終了した結果、運営するサービスが地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみとなり、かつ全ての事業所が同一の市町にある事業者の業務管理体制の届出先は、市町に変更となります。届出を行っていない場合には、速やかに届け出てください。

## 1 事業者が行う業務管理体制の整備

### （1）業務管理体制整備の内容

		法令遵守規程の整備
	法令遵守規程の整備	業務執行の状況の監査
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

※ 指定又は許可を受けている事業所等の数（みなし事業所を除く）

### （2）届出先（平成 27 年 4 月以降）

区分	届出先
① 指定事業所が 3 以上地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が 2 以上の都道府県に所在し、かつ、2 以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑤ ①から④以外の事業者	都道府県知事

## 2 変更届について

次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、変更届を提出してください。なお、指定又は許可を受けている事業所数により、業務管理体制の整備の内容が変わるため、事業所の新規指定等で事業者が増加した際には、法人が整備すべき業務管理体制の内容に変更がないか確認してください。

### (1) 届出を要する変更事項

- ① 法人の種別、名称（フリガナ）
- ② 法人の主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- ③ 法人代表者の氏名（フリガナ）、生年月日、住所、職名
- ④ 事業所等の名称、所在地  
※法人が運営する事業所数の増減により、整備する業務管理体制の内容が変更された場合のみ
- ⑤ 法令遵守責任者の氏名、生年月日
- ⑥ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要  
※事業所等の数が20以上の法人のみ
- ⑦ 業務執行の状況の監査の方法の概要  
※事業所等の数が100以上の法人のみ

#### ※ 業務管理体制届出書の様式等

- 金沢の介護保険 > 事業者向け各種申請・届出等様式
- > 業務管理体制の整備に関する届出



5 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称 担 当部(局)課	
	事業者(法人)番号	
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称 担 当部(局)課	
	区分変更日	年 月 日

備考

1 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴う、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて関係行政機関に届け出てください。

なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関のそれぞれに届出が必要です。

届出先区分	届出先
事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省又は地方厚生局
地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービスを含む。)のみを行う事業者で、事業所が同一市町内に所在する事業者	市町
上記以外の事業者	県

2 「2 事業者」の「法人の種別」欄は、事業者が法人である場合に「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。

3 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容と一致しているか確認の上記載してください。

4 「3 事業所等の名称及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入してください。書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として差し支えありません。(既存の資料の写し可)

5 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までに規定する届出事項」については、事業所等数が、20以上の事業者にあつては第3号の届出、100以上の事業者にあつては第4号の届出が必要となります。第2号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。第3号及び第4号を届け出る場合は、別添資料としてください。



1 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容と一致しているか確認の上記載してください。

2 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入してください。

なお、書ききれない場合は、変更の概要を記入の上、別添資料として差し支えありません。（既存の資料の写し可）

3 「5 事業所等の名称及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出てください。

この場合、「変更前」欄と「変更後」欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、「変更後」欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定（許可）年月日、介護保険事業所番号（医療機関等コード）、所在地を記入してください。書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として差し支えありません。

4 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合（組織の変更、規程の追加等）に届け出てください。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届出の必要はありません。

## 1 市外被保険者の取り扱いについて

市外の被保険者は、原則、地域密着型サービスの利用はできません。(例外として利用できるのは、住所地特例対象者、被災地からの避難者、みなし指定の対象者等です。)

市外から転入してきた場合、口頭確認だけではなく、必ず被保険者証で本市被保険者であることを確認したうえで、サービス提供を開始してください。

本市被保険者として現に利用されている場合であっても、利用者家族等が住民票を市外に異動したことにより、保険給付が受けられなくなるケースが発生しています。

契約する際に、地域密着型サービスの趣旨を十分にご説明したうえで、住民票を異動される際には事前に事業所にご相談いただく等の対応が必要です。

## 2 住所地特例対象者への地域密着型サービス等の提供について

### ■住所地特例とは(施設入所者の住所地特例)(法第13条)

介護保険制度では原則、住民票のある住所地の市町村の被保険者となりますが、施設が所在する市町村の財政負担が集中することを避けるため、他の市町村にある介護保険施設に入所し、住民票を移した場合でも、転入する前の市町村が被保険者となります。この仕組みを住所地特例といいます。

### ■対象施設

- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- ・有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

### ■住所地特例対象者への地域密着型サービス等の提供 (法第42の2、第52の2、第115条の45等)

住所地特例対象者は保険者が転入前の市町村であることから、これまで住民票のある市町村の地域密着型サービスを利用することはできませんでした。しかし平成27年4月から地域包括ケアシステムの観点から以下の地域密着型サービスのみ利用できるようになりました。

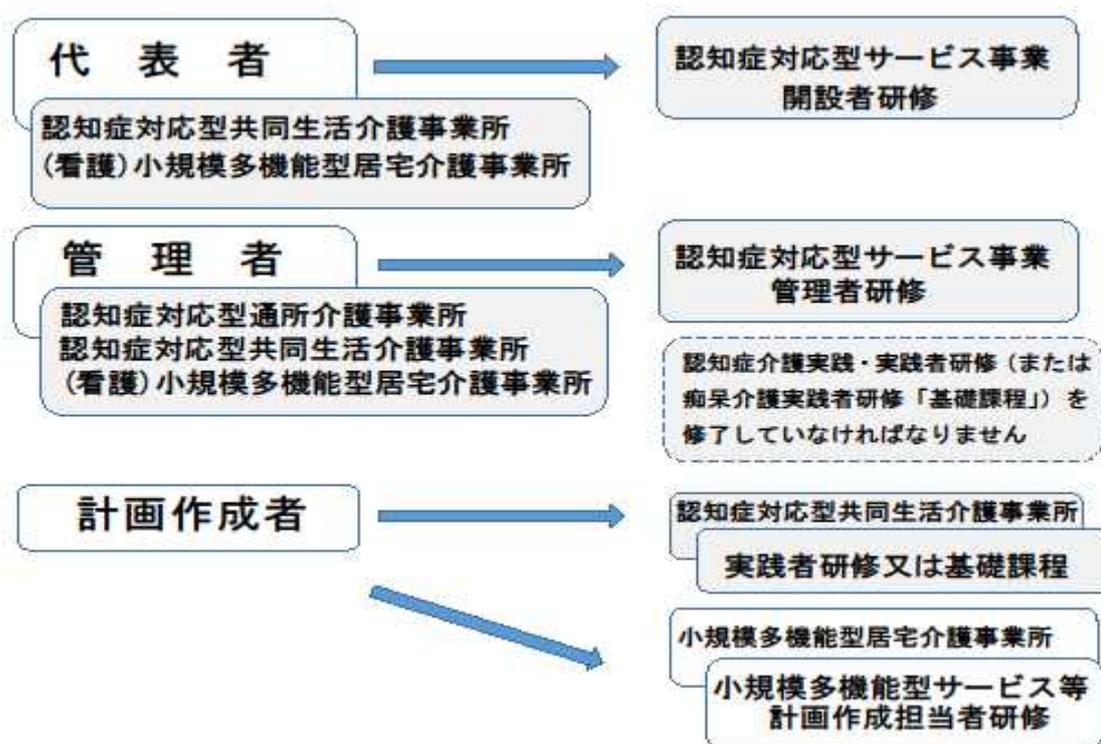
#### 特定地域密着型サービス(法第8条14項)

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護
- ・(介護予防)認知症対応型通所介護・(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

・地域密着型通所介護(平成 28 年4月から)

※ 地域密着型サービスを利用する際は、介護保険被保険者証を確認し、利用できるサービスに注意し本市被保険者であることを確認した上でサービス提供を開始してください。

### 3 地域密着型サービス事業者の研修について



### 4 介護事業所における資格確認について

#### ■ 介護支援専門員

介護支援専門員資格は有効期間のある資格です。介護支援専門員業務に従事している方又は今後業務に従事予定の方は「介護支援専門員証」の有効期間を更新する必要があるため、有効期間満了日までに更新研修を受講し、研修後に更新手続きを行ってください。また、事業所において、有効期間を毎年ご確認ください。

## ■ 相談員

通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所における相談員の資格については、「社会福祉主事任用資格」「社会福祉士」「精神保健福祉士」及び金沢市がこれらと同等以上の能力を有する者としている者は「介護支援専門員」「介護福祉士」となっています。

## ■ ユニットリーダー研修

ユニット型介護老人福祉施設、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設における配置を義務付けることとしたユニットごとのユニットリーダーについては、当面「ユニットリーダー研修」を受講した従事者を2名以上配置ください。(ただし、2ユニット以下の施設の場合は1名でよい)

## 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（仮称）案に係るパブリックコメントの開始について

介護保険最新情報 vol.896 が発出されましたのでお知らせします。

内容は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（仮称）案に係るパブリックコメントの開始について」です。詳細をご確認ください。

## 2 金沢市からのお願い

金沢市では、日々、介護サービス事業者である皆様方からご質問を頂いておりますが、電話による質問が多数となり、その場で対応することが困難な状況になっております。また、実地指導、会議等で担当者が不在の場合も多く、皆様には大変ご迷惑をおかけしております。

つきましては、加算や運営基準等については、FAX・電子メール等で質問内容を送っていただきますよう、御協力お願いいたします。

また、日々多くの質問をお受けしている関係上、回答までにお時間を要しています。まずは、金沢市条例及び介護保険事業者向け Q&A 等の各種資料でご確認いただきますようお願いいたします。

※FAX 076-220-2559  
電子メールアドレス [kaigo@city.kanazawa.lg.jp](mailto:kaigo@city.kanazawa.lg.jp)

※金沢市の条例 金沢の介護保険 > 介護サービス指定基準

※厚生労働省ホームページ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧  
> 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス関係 Q & A